

公認審判員選考規程

第1条（目的）

この規程は、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という）が主催又は認定する国内の公式競技会（以下「公式競技会」という）において、競技者の試技判定等を担当する公認審判員（以下「競技会審判員」という。）の選考に関する事項を定めるものである。

第2条（種類）

競技会審判員の種類は、主審、副審、テクニカルコントローラー及び陪審員とする。

第3条（資格）

競技会審判員は、公認審判員規程第2条に定める資格を有するものとする。

第4条（選考基準）

- 1 次の各号のいずれかに該当する者は、競技会審判員として選考しないものとする。
 - (1) 当該公式競技会において選手として出場する者（以下「出場選手」という）
 - (2) 出場選手の監督、コーチその他参加する選手の指導に当たっている者
 - (3) 出場選手の3親等以内の親族
 - (4) 前各号に準じて、判定の公平性及び公正性の観点から、競技会審判員として選考することが相当でないと本協会が判断した者
- 2 同一の公式競技会において、加盟団体規程第2条に規定する同一の加盟団体（以下「同一加盟団体」という）から選出できる競技会審判員の人数は、3名までとする。ただし、主審及び副審については、同一加盟団体から選出できる人数は、2名までとする。
- 3 前2項に該当する者であっても、競技会審判員の人数不足その他公式競技会の運営のためにやむを得ない事情があると本協会が認める場合には、競技会審判員として選考することができる。

第5条（選考及び委嘱）

- 1 全国の競技会審判員は、公認審判員規程第2条に定める資格を有する者から、本規程第4条の基準に従って技術委員長と主管協会が選考し、本協会会长が委嘱するものとする。
- 2 ブロックの競技会審判員は、公認審判員規程第2条に定める資格を有する者から、本規程第4条の基準に従ってブロック技術委員長と開催都道府県協会が選考し、ブロック長が委嘱するものとする。
- 3 都道府県の競技会審判員は、公認審判員規程第2条に定める資格を有する者から、本規程第4条の基準に従って主催協会が選考し、主催協会代表者が委嘱するものとする。
- 4 競技会審判員の選考にあたっては、審判員の年齢、性別、出身、所属団体その他の一切の事情を考慮して、判定の公平性及び公正性に配慮するものとする。

第6条（改廃）

この規程の改廃は、理事会で決議する。

<附則>

- 1 この規程は、令和3年9月25日に制定し、同日より施行する。
- 2 この規程は、令和5年12月21日に改訂し、同日より施行する。